

四万十町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、四万十町議会（以下「議会」という。）を構成する四万十町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の代表者として、また、奉仕者として、遵守すべき政治倫理基準を定めることにより、議員は公職者としての倫理観をもって行動し、議会が町民の信託に応えて、清潔かつ、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び町民の責務)

第2条 議員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は次条各号に掲げる政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自ら率先して事実関係を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

3 町民は主権者としての責務を自覚し議員に対してその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれる恐れのある行為をしない。
- (2) 町が処分する財産又は、貸借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄付を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄付等を受けない。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を尊重し、同法第92条の2に規定する職または町から活動若しくは運営に対する補助若しくは助成（以下「補助等」という。）を受け、若しくは町が行う許可等と関係がある団体等（自治会を除く。）の長若しくは役員若しくはこれに準ずべき職に就任することを自粛する。
- (4) 町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。
- (5) 議決機関と執行機関の分立の趣旨を尊重し、附属機関及びその他行政機関の委員には、法に定めのあるものを除くほか、就任することを自粛する。

(審査請求の手續)

第4条 町民及び議員は、議員が前条に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、四万十町議会議長（以下「議長」という。）に対し審査を請求（以下「審査請求」という。）することができる。

2 前項の規定により審査請求を行う者が町民である場合は、有権者（請求を行う時点において、四万十町の選挙人名簿に登録されているものをいう。）総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の6分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は前条における審査請求を受け、その請求に理由があると判断したときは四万十町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置しなければならない。

2 議長は前項の規定により審査会を設置したときは速やかに前条の規定により審査請求を行った者（以下「審査請求者」という。）及び審査請求をされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、通知する。

3 審査会は、議長の指名する3分の1以内の議員をもって、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否を審査する。

4 審査会は、審査対象議員、その他の関係者に対し資料要求、又は事情聴取等、必要な審査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第6条 審査対象議員は、審査会の要請があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会に出席し意見を述べなければならない。

(審査結果の報告)

第7条 審査会は審査を付託された日から60日以内に審査報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前条の規定により審査会長から報告を受けたときは、速やかに審査請求者及び審査対象議員に対して報告しなければならない。

(審査結果の措置)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

(1) 政治倫理基準を遵守させるための警告

(2) 当該議員に対する辞職の勧告

(3) 前2項に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを議会だより等に公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。